

仕様書

1 業務の名称

令和5年度冬季オリンピック・パラリンピック招致に係る資料翻訳業務

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

3 業務内容

冬季オリンピック・パラリンピック招致に関し想定される、以下の英文資料の和訳または和文資料の英訳を行う。

(1) 英文資料の和訳

国際オリンピック委員会（IOC）等から送付・公表される資料

(2) 和文資料の英訳

札幌市が作成する資料

(3) 文章はA4縦サイズで作成し、成果品として下記を提出する。

電子データ（Microsoft Office Word等） 一式

4 予定数量

(1) 3(1)の資料については、履行期間内に1回あたり英単語240語／枚で合計740枚を想定。（1か月に1～2回程度を想定）

(2) 3(2)の資料については、履行期間内に1回あたり日本語400文字／枚で合計74枚を見込む（1か月に1～2回程度を想定）。

※ 当該語数（文字数）及び枚数は、あくまでも予定数量であり、その数を保証するものではないので留意すること。

5 特記事項

(1) オリンピック・パラリンピックに関する知識・翻訳経験又はそれに準ずる知識・経験を有している者、また文書の内容に応じた専門性のある者が翻訳にあたること。また、英訳にあたっては、イギリス英語を用い、英訳を日本人が行う場合には、その言語を母国語とする外国人（ネイティブ）による翻訳のチェックを必ず行うこと。

(2) 大会招致に関する知識や翻訳のノウハウが蓄積できるよう、委託者が提供するワードリストに重要語句やオリンピック・パラリンピック特有の言い回しなど適宜追加を行い、追加するたびに委託者へ共有すること。

(3) 原文と訳文を照らし合わせた上、誤訳、訳抜け、数値・記号ミス、文法、用語の確認を行うプルーフチェッカーを配置すること。

(4) 翻訳するにあたり原文に対する定訳があるかどうか委託者が提供するワードリストの他、IOCやJOCがWEB上で公表している各種資料を確認し、確認した単語等については、その結果と参考にしたURLをコメント機能等により示すこと。

(5) 各資料の提出期限については、以下のとおりとする。ただし、確認作業に想定以上の時間を要する場合は、委託者と受託者の協議のうえ延長することとする。

和訳は2,400語（10枚）まで、英訳は4,000文字（10枚）まで1週間以内とする。

これを超える場合は、2週間程度を目安とするが、増分が多い場合には受託者と協議のうえ決定する。

ただし、ネイティブチェック等に時間を要する場合は、期限内に一度、速報版として提出することも可とする。

- (6) 資料のファイル形式はMicrosoft Office Word、Excel、PowerPoint またはPDF とする。いずれの形式においても、資料内の図表やチャート内に翻訳すべき表記が含まれる場合は、翻訳の上、可能な限り再現する。
- (7) 資料のページ区切りは、可能な限り原文と同様とする。
- (8) 受託者は、常に業務の進捗管理を行うとともに、その状況について委託者に報告をし、必要に応じて委託者の指示を受けるものとする。
- (9) 当該業務の進行・全体管理を行うプロジェクトマネージャー、翻訳者、ネイティブチェッカー、プルーフチェッカーが示された翻訳体制図（様式は任意）を契約締結後速やかに提出すること。
- (10) 業務に質疑が生じた場合は、委託者と協議し、指示を受けること。
- (11) 著作権、肖像権、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。本仕様書に記載のない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、委託者及び受託者双方の協議のうえ処理するものとする。
- (12) 業務上知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないよう注意すること。また、委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。但し、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (13) 業務の履行に関しては、環境負荷の低減に努めること。

6 その他

この仕様に定める事項等に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者の協議により決定するものとする。

7 担当課

札幌市スポーツ局招致推進部調整課 担当：及川・吉村 TEL：011-211-3042
(札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE 札幌ビル9階)